

除雪事業に係る民間借上除雪機械の固定費（拘束料）の負担について

除雪体制維持のため、中通り・浜通りの除雪に使う民間借上機械に対して、固定費（拘束料）を負担することにしました。

中通り・浜通りの除雪事業は、民間機械を借上げて実施しており、稼働した場合のみ支払われる出来高払いとなっています。しかし、除雪は少雪で出勤がなくとも除雪機械とオペレーターは準備・待機が必要で、請負者は出勤が無くてもシーズン期間中機械とオペレーターを確保しています。

近年、建設業は厳しい経済不況による経営体力の低下から、機械の保有維持が大きな負担となり、除雪事業から撤退する業者が出てきており、除雪体制を維持できない状況になっています。

福島県では、今回除雪事業の見直しを行い除雪体制を維持していくため、中通り・浜通りの除雪に使う民間借上機械に対し、除雪期間中の機械を拘束する日数分の固定費(拘束料)を負担することにしました。

待機時の民間借上機械に対して固定費(拘束料)を負担

$$\text{除雪} \left\{ \begin{array}{l} \text{稼働時} = \text{燃料費} + \text{人件費} + \text{機械損料} \cdots \text{<従来の負担>} \\ \text{待機時} = \text{基本待機保証(人件費)} + \text{固定費(機械の拘束料)} \\ \qquad \qquad \qquad \text{<昨年度創設>} \qquad \qquad \qquad \text{<今年度創設>} \end{array} \right.$$

固定費（拘束料）の負担の内容

$$\cdot \text{固定費(拘束料)} = (\text{対象日数} - \text{稼働日数}) \times \text{機械損料}$$

固定費の対象となる日数

- ・対象日数 平均降雪日数 + (年末年始等の国民的行事及び県内重要行事)の日数
- * 平均降雪日数は気象庁のデータ(1998~2007)による

中通りは **60日**

浜通りは **30日**

問い合わせ先

土木部道路管理課
担当者 宗形 和雄、清野 潤一
電話 024-521-7468 内線 3564
FAX 024-521-7951